○国土交通省令第九十七号

都市緑地法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十号）及び都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和六年政令第三百三十九号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、並びに都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）及び古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）を実施するため、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和六年十一月一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

（都市緑地法施行規則の一部改正）

第一条　都市緑地法施行規則（昭和四十九年建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（機能維持増進事業） **第一条**　都市緑地法（以下「法」という。）第四条第二項第六号ロの国土交通省令で定める事業は、緑地の有する機能の維持増進を図るために行う立木竹の皆伐又は択伐、土地の掘削その他必要な措置とする。	（新設）
（機能維持増進事業に係る都市計画事業の認可に関する協議） **第一条の二**　法第四条第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による協議は、法第十九条の三第一項に規定する事項を定めようとする場合においては、協議書に次に掲げる書類を添えて、これらを都道府県知事に提出してするものとする。ただし、同項に規定する事業が新たに土地を収用し、又は使用する必要がない場合には、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十条第三項第一号に掲げる書類は、その添付を省略することができる。 一　基本計画に定めようとする法第十九条の三第一項に規定する事項及び第五条の四第一項各号に掲げる事項を記載した書類 二　都市計画法第六十条第一項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事業計画にあつては、同条第二項各号に掲げる事項を定めたもの）を記載した書類 三　都市計画法第六十条第三項各号に掲げる書類	（新設）
第一条の三　（略）	**第一条**　（略）
（緑地保全地域における行為の届出等の手続） **第二条**　法第八条第一項の規定による届出及び同条第七項の規定による通知は、都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長）の定めるところにより、書面を提出してしなければならない。	（緑地保全地域における行為の届出等の手続） **第二条**　都市緑地法（以下「法」という。）第八条第一項の規定による届出及び同条第七項の規定による通知は、都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長）の定めるところにより、書面を提出してしなければならない。
（特定緑地保全業務の実施の要請） **第五条の二**　法第十七条の二第一項の規定により要請をしようとする都道府県等は、次に掲げる事項を記載した要請書を都市緑化支援機構（以下「支援機構」という。）に提出しなければならない。 一　対象土地の区域及び面積	（新設）